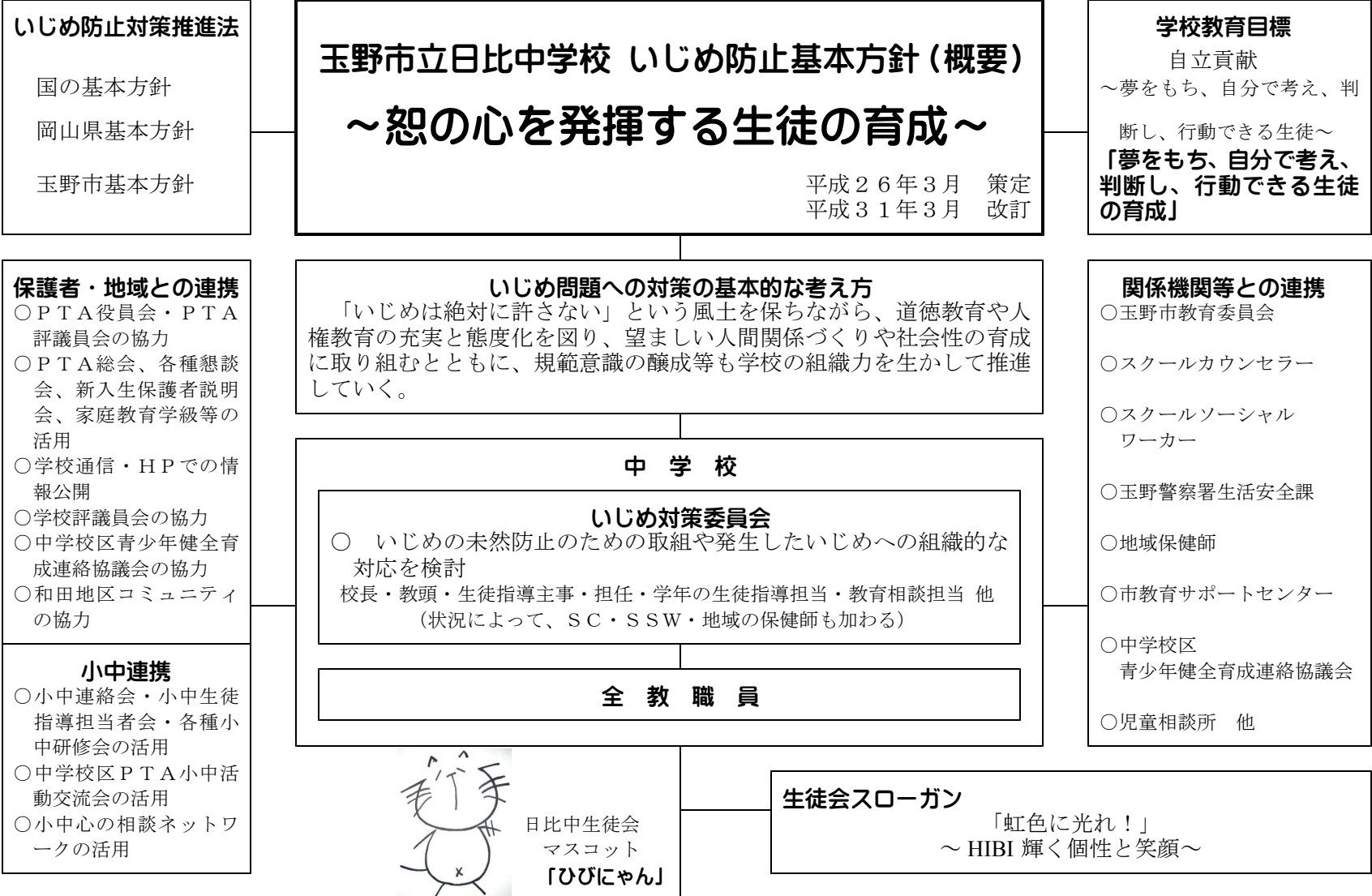




いじめの未然防止	◆ 「恕(思いやりの気持ちなどを実際に言動に表せる)」の心の通う人間関係を構築する能力の育成 ① 道徳教育の充実 ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心の育成 ・ 偉人の伝記や論語などの教材化 ・全校での年間を通しての人権教育学習プログラム(「いのちの学習プログラム」・人権集会など) ② 体験活動の推進 ・自然体験活動や集団宿泊体験 ・ 地域でのボランティア活動 ③ 主体的活動の推進 ・生徒会活動等の自治的活動の活性化 ・ いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動 ・ ピアサポート活動 ④ 情報モラル教育の推進 ・授業や道徳・学級活動での情報モラル教育の充実 ・ 保護者への携帯電話等のもたらす様々な問題の啓発 ⑤ 授業改善と望ましい集団づくりの推進 ・分かる授業の創造や個別指導の充実 ・ 授業のユニバーサルデザイン化 ・ 構成的グループエンカウンターの計画的な活用 ⑥ 教職員の資質向上 ・カウンセリング能力向上のための校内研修 ・ 授業力向上や特別支援教育の理解 ・ 生徒指導・学級経営スキル向上 ⑦ 地域や家庭との連携 ・ P T A や地域の関係団体との連携 ・ 保幼小中高の連携 ・ 保幼小中の保護者との連携・協力
いじめの早期発見	◆ 「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機感で、生徒を見守り、あらゆる手立てを講じての早期発見 ① 教育相談体制の充実 ・教員の適切なカウンセリングマインド ・ 学期に 1 回の教育相談の充実 ・ 週 1 回の教育相談担当者会の実施 ② 校内の情報共有体制の整備 ・情報共有の徹底(毎日の職員打合せや職員会議だけでなく、あらゆる機会を活用して) ・組織的・積極的な指導支援体制の整備 ・ 週 1 回の生徒指導担当者会の実施 ・月に 1 回のいじめ調査等を形態を変えて実施 ③ 地域や家庭への情報提供依頼 ・情報を提供してもらえるための啓発活動
いじめに対する対応	◆ 被害を受けた生徒への支援の最優先・保護者等との連携と加害生徒への厳しい指導・再発防止 ① いじめの認知時 ・迅速に校内いじめ対策委員会(生徒指導部会)を招集 ・ 教職員での情報共有 ・ 保護者と連携しながらの組織的対応 ② 事実の明確化 ・関係者からの聞き取りやアンケート調査 ・ 重大事案では教育委員会と連携を密にしながらの事実調査 ③ 被害生徒への支援 ・被害生徒の心に寄りそったケアを最優先 ・ S C 等の専門家とも連携し、安心して登校できる状況の構築 ・保護者への事実の報告、対応や長期的な取組についての理解と協力 ④ 毅然とした姿勢での加害生徒への指導支援 ・いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応での指導 ・ 重大事案での警察との連携による厳しい指導 ・家庭での規範意識向上の働きかけ、心に寄りそった厳しい指導の依頼 ⑤ いじめの構造を意識した集団への指導 ・「傍観者」等の集団構造を意識しての「いじめを許さない集団・「被害生徒を支えられる風土」づくり ⑥ 多様な外部人材等の活用による問題解決 ・学校、教育委員会、弁護士、警察等の多様な外部支援人材の積極的活用